

津産振発第777号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	大熊地区 (大熊)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.12.22 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稻作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

大熊集落協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用
・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施

⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全

津産振発第777号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	小熊地区 (小熊)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.12.26 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

小熊集落協定による日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用
・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施

⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全

津産振発第777号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津幡町長

市町村名 (市町村コード)	津幡町 (173614)
地域名 (地域内農業集落名)	東荒屋地区 (東荒屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	R6.12.22 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中間管理事業を活用した担い手への農地集積が必要である。
- ・農業従事者の減少及び高齢化のため、担い手の確保、育成が必要である。
- ・継続的な獣害対策が必要である。
- ・農業用施設（水路、農道等）の管理体制の見直しを図り非農業者の参加を促す。
- ・今後の地域農業を見据えた定期的な協議の場を設ける。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・従来通り水田を活用した稻作農業を基本とし、水稻生産に適さない条件不利地については麦、そば等の生産を進める。
- ・遊休農地の発生を抑制するため営農の継続を基本とするが、やむを得ず離農する場合は中心経営体や農地中間管理機構等への集積を促進する。
- ・作業の委託等を行う場合において、農地の受け手と出し手それぞれの役割分担を定め、円滑な運営を図る。
- ・農業者の高齢化に対応し、農業承継を円滑に進めるため、集落営農組織等の設立を検討する。
- ・農地中間管理事業を活用し認定農業者等へ集積を進める。また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、地域の担い手の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

東荒屋グリーンクラブによる日本型直接支払制度対象地

農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方については、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用
・担い手への集積・集約化の推進
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・現時点での取組予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・関係機関と連携して、後継者や新たな担い手の確保、育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、緩衝帯の設置、有害鳥獣の捕獲等を実施
⑦日本型直接支払制度を活用し、農地及び地域を維持・保全